

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定によつて、調理師試験を次のとおり実施する。

令和七年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

令和七年十月二十五日（土）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

国立大学法人 広島大学 東広島キャンパス（広島県東広島市鏡山一丁目三番二号）

三 受験資格

次の全ての要件に該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定によつて学校教育法第五十七条に規定する者とみなされるもの
- 2 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定める多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、受験申請書受付日現在二年以上調理の業務に従事した者

四 試験科目

- 1 公衆衛生学
- 2 食品学
- 3 栄養学
- 4 食品衛生学
- 5 調理理論
- 6 食文化概論

五 受験手続

- 1 受験申請書の提出方法及び提出期限
簡易書留郵便とし、令和七年五月七日（水）から令和七年六月三日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 提出書類

- (一) 受験申請書
- (二) 受験票・写真台帳（受験者の写真は、出願前六か月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に受験県・氏名・生年月日を記入したもの）
- (三) 受験手数料の領収証書（前記(二)の受験票裏面に貼付すること）
- (四) 受験票送付用封筒（指定封筒に必要事項を記入し、百十円切手を貼付すること）
- (五) 調理業務従事証明書

令和二年度以降の広島県調理師試験の受験者は、受験票をもって(五)に代えることができ、また、この受験票を紛失した場合には、本人確認のできる公的証明書（運転免許証、

健康保険証等）の写しをもって(五)に代えることができる。

受験申請書の氏名と(五)の書類又は受験票の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本を添付すること。

3 受験申請書等の提出先

前記2の提出書類は、次の場所に提出すること。

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル5階）

4 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験申請書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

5 受験申請書等の配布

前記2のうち様式等の指定があるものについては、次の場所で配布する。

なお、これらを郵便で請求する場合は、(一)の場所へ、住所・氏名・郵便番号を明記した返信用封筒を送付すること。

(一) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル5階）

(二) 広島県健康福祉局健康づくり推進課（〒730-8511 広島市中区基町一〇番五二号）

(三) 広島市保健所（〒730-0043 広島市中区富士見町一番二七号）

呉市保健所生活衛生課（〒737-0041 呉市和庄一丁目二番一三号）

竹原市健康こども未来課（〒725-0026 竹原市中央三丁目一四番一号）

三原市保健福祉課（〒723-1860-1 三原市港町三丁目五番一号）

尾道市健康推進課（〒722-0017 尾道市門田町二番五号）

尾道市因島総合支所健康推進課（〒722-2392 尾道市因島土生町七番四号）

福山市保健所総務課（〒720-8512 福山市三吉町南二丁目一番二二号）

府中市健康推進課（〒726-0011 府中市広谷町九一九番三号）

三次市市民課（〒728-8501 三次市十日市中二丁目八番一号）

庄原市保健医療課（〒727-8501 庄原市中本町一丁目一〇番一号）

大竹市保健医療課（〒739-0692 大竹市小方一丁目一番一号）

東広島市医療保健課（〒739-8601 東広島市西条栄町八番二九号）

廿日市市健康福祉総務課（〒738-8512 廿日市市新宮一丁目一三番一号）

安芸高田市健康・こども未来課（〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田七九

一番地）

江田島市保健医療課（〒737-2297 江田島市大柿町大原五〇五番地）

府中町環境課（〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号）
海田町健康づくり推進課（〒七三六―八六〇一 安芸郡海田町南昭和町一四番一七号）

熊野町生活環境課（〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号）
坂町保険健康課（〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号）
安芸太田町健康福祉課（〒七三一―三六二二 山県郡安芸太田町大字下殿河内二三番地）

北広島町町民保健課（〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地）
大崎上島町健康福祉課（〒七二五―〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地）

世羅町健康保険課（〒七二二―一一一二 世羅郡世羅町本郷九四七番地）
神石高原町健康衛生課（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小畠一七〇一番地）

六 受験手数料 六千四百円

1 この手数料は、公益社団法人調理技術技能センターが発行する払込取扱票により金融機関等で納付すること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験申請書等のほかに、次の(二)の手帳の写し（発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を受験申請書等に同封して提出すること。

なお、試験当日に試験会場において、次の(二)の手帳の内容を確認するため、原本を持参すること。

- (一) 広島県内に住所がある者
- (二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

七 受験票の交付

公益社団法人調理技術技能センターから令和七年九月二十五日（木）に受験者本人へ発送する。

八 合格者の発表

令和七年十二月十二日（金）午前十時に公益社団法人調理技術技能センター、広島県庁、広島市保健所、呉市保健所生活衛生課、竹原市健康こども未来課、三原市保健福祉課、尾道市健康推進課、尾道市因島総合支所健康推進課、福山市保健所総務課、府中市健康推進課、三次市市民課、庄原市保健医療課、大竹市保健医療課、東広島市医療保健課、廿日市市健康福祉総務課、安芸高田市健康・こども未来課、江田島市保健医療課、府中町環境課、海田町健康づくり推進課、熊野町生活環境課、坂町保険健康課、安芸太田町健康福祉課、

北広島町町民保健課、大崎上島町健康福祉課、世羅町健康保険課、神石高原町健康衛生課にて受験番号を掲示して行うほか、公益社団法人調理技術技能センター及び広島県のホームページに掲載する。

また、合格者には文書で通知する。

九 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（電話（〇三）三六六七―一八一五）

十 再試験について

本試験が台風等によって実施できなくなった場合には、再試験を次のとおり実施する。

1 再試験の日時

令和七年十二月十三日（土）午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 再試験の場所

未定

3 合格者の発表

令和八年二月九日（月）午前十時